

判例研究

〔商法 五五二〕株主による取締役会議事録閲覧請求が認められた事例

大阪高決平成二五年一月八日
平成二五(ワ)六六八号取締役会議事録閲覧謄写許可決定に対する抗告事件
(抗告棄却)
判例時報三二四号一〇五頁

〔判示事項〕

株主が、電力事業会社の原子力発電事業に関する基本的認識及び姿勢を是正する目的で、基本的な経営方針を定める具体的な内容の定款変更や取締役選任に関する株主提案を行うために、取締役会議事録の関連事項の閲覧及び謄写を請求する場合には、会社法三七一条二項の規定する権利行使の必要性が認められる

〔事 実〕

抗告人Y（関西電力株式会社）は、電気事業等を目的とする発行済株式総数九億三八七三万三〇二八株の株式会社であり、監査役設置会社である。相手方X（大阪市）は、

地方公共団体であり、Yの株式八三七四万七九六六株（発行済株式総数の約九パーセント）を有する株主である。

Xは、Yに対し、平成二四年二月一四日付けで、電力の安定供給、原子力発電に対する安心・安全の確保、コスト削減等についての情報開示を求めるとともに、直近五年間のY取締役会議事録の開示を求めたところ、Yは開示を拒否した。

平成二五年四月二六日、XはYに対し、定款一部変更の件及び取締役選任の件を同年六月二六日開催のY株主総会の議案とする旨の請求をした（以下「前回株主提案」という）。定款一部変更の件の主な内容は、①代替電源の確保、

②事業形態の革新、③脱原発と安全性の確保、④安全文化の醸成の各事項（以下「本件原発関連各事項」という）に関し、電力事業会社であるYの基本的な営業方針を定める内容の条項を、新たに「脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」と題する章を新設の上定款に追加する議案であり、取締役選任の件は、Yにおける原子力発電事業の転換期において求められる経験と見識を備えているとXが認識する人物を取締役に選任することを求める議案である。

Xは、Yの取締役会議事録のうち、第八五期事業年度から第八九期事業年度における、Yが保有する原子力発電所の平成二三年三月一日以降の再稼働について協議又は決定した部分並びにYが原子力事業を全廃又は減少させることの可否及び方法について協議した部分（以下「本件議事録各部分」という）の閲覧及び謄写の許可申立てを行ったところ、原決定（大阪地決平成二五年六月一九日判時二二一四号一〇九頁）はこれを許可したので、Yにおいて抗告した。

Xは、平成二五年六月二六日開催の第八九回Y株主総会において、前回株主提案について株主提案権を行使したが、Y取締役会は、前回株主提案に関する議案に反対する旨の意見表明を行い、前記株主総会は、前回株主提案に関する

議案を否決した。Xは、本件において、第九〇期事業年度における本件議事録各部分の閲覧及び謄写の許可申立てを追加した。

〔判旨〕 抗告棄却

申立て趣旨の変更を認め、第九〇期事業年度における本件議事録各部分の閲覧及び謄写を許可した。

一「Xは、現時点においては、次期事業年度（第九〇期事業年度）において提出すべき株主提案（本件株主提案）の具体的な内容を確定しているとは認められない。しかし、Xは、前回株主提案と同様に、本件株主提案についても、本件原発関連各事項について、現時点におけるYの基本的認識及び姿勢には重大な問題があると考え、これらを是正させることを目的として、定款一部変更の件及び取締役選任の件を議題とする株主提案をすることを検討しているものと認められるところ、これらの議題が株主総会の決議対象事項であることは明らかである。

Yは、関西地区の電力供給を担う公共的性格の強い電力事業会社である。他方、Xは、その公金を出資し、Yの発行済株式総数の約九パーセントの地位を取得した株主であり、Yの経営状態に重大な利害関係を有するとともに、地

方公共団体として、市民の生命・安全を確保し、その円滑な日常生活を確保する責務を有する。

また、Yの原子力発電事業は、電力の効率的な安定供給という面においては社会的有用性が認められる一方で、万全の安全対策が確保されるとともに、そのための費用や事故コスト対策について、適切かつ十分な配慮が行われなければならぬ事業であるところ、これらの対策事項に関する経営判断は、Yという電力事業会社の存続及び帰趨を決定的に左右するものであるから、Y役員のみならず、その株主も重大な利害関係を有する。

以上によると、Xが、本件原発関連各事項に関する本件株主提案、同理由説明及び事前質問を行うことが、株主としての権利行使の必要性に基づくものであることは明らかである。」

「Xが本件株主提案を行う意図は、Yにおける本件原発関連各事項に関する基本的認識及び姿勢には重大な問題があり、これを是正する必要があるというものである。そうすると、Xが本件株主提案をするためには、Yにおける本件原発関連各事項に関する基本的認識及び姿勢がどのような経緯で形成されてきたのかを把握するとともに、その当否について分析する必要がある、そのためには、Y取締役

会における集約意見を検討するだけでは不十分であり、本件議事録各部分の閲覧・謄写をする必要性があるものと認めることができる。

Xが閲覧及び謄写を求める本件議事録各部分は、本件原発関連各事項に関連性を有する部分に限定されているのであるから、Xには、株主としての権利行使のために本件議事録各部分の閲覧及び謄写をする必要性があるものといえる。」

「前回株主提案のうちの定款一部変更の件の主要なものが、電力事業会社であるYの原子力発電事業に関する基本的認識及び姿勢を是正させるため、Yの同事業に関する基本的な経営方針を定める内容の条項を定款に新設する議案であったこと、前回株主提案の件のうちの取締役選任の件は、Yにおける原子力発電事業の転換期において求められる経験と見識を備えているとXが認識する人物を取締役に選任することを求める議案であったこと、Xが、前回株主提案と同様に、本件株主提案についても、本件原発関連各事項について、Yの基本的認識及び姿勢を是正させるための株主提案として、上記同様の本件株主提案をすることを検討していること、Xが問題としている上記基本的認識及び姿勢は、Y取締役会における集約意見からだけではなく、

Y 取締役会における議論経過及び内容がどのようなものであったかにより、明らかにされるべきものであることを考慮すると、X の主張する権利行使の必要性は、十分具体的なものであるといえるし、これを認めることができる。」

「Y は、X の本件申立ては、政策目的及び行政目的に基づいて行われているから、株主としての権利行使としての必要性がない旨主張する。」

しかし、X が株主としての権利行使をするに際し、地方公共団体としての立場からの政策的又は行政的配慮をすることは当然であり、このような配慮をしているからといって、株主としての権利行使が否定されるものではない。

したがって、Y の主張を採用することができない。」

二 「Y は、X が本件議事録各部分を閲覧及び謄写することにより、Y に著しい損害を及ぼすおそれがある旨主張する。」

しかし、X が閲覧及び謄写する部分が、本件議事録各部分に限られていること、X には上記一説示のとおり、株主としての権利行使のために、本件議事録各部分の閲覧及び謄写をする必要性が認められること、X 代理人が Y 取締役会議事録を正当な理由なく外部に公表しないことを誓約する旨の書面を提出していることを考慮すると、X が本件議

事録各部分を目的外使用するものとは認められないし、X が本件議事録各部分を公表することにより、Y に著しい損害を及ぼすおそれがあるものと認めることができない。

なお、上記書面には、「取締役会議事録を正当な理由なく、外部に公表しない」と記載されているところ、この『正当な理由』とは、X 及び X 代理人が、本件議事録各部分を、株主としての権利行使という本来の目的に従い使用する過程において、必要な範囲で公表する場合のことを想定したものであると認めることができるところ、これをもって、Y に著しい損害を及ぼすおそれがあるものと認めることができない。」

〔研究〕判旨に賛成する。

一 本件は、電力事業会社である Y の大株主であり、地方自治体でもある X が、原子力発電事業に関して株主提案権を行使するために、会社法三七一条に基づいて取締役会議事録の閲覧及び謄写（以下、単に「閲覧」という）を請求した事例である。取締役会議事録の閲覧許可申立事件は取り下げられることが多いといわれており（門口正人編『会社訴訟・商事仮処分・商事非訟（新・裁判実務大系第一一巻）』（青林書院、平成一三年）三三四頁以下（中山誠

二)、昭和五六年改正商法以降の公表裁判例は少なく(大阪地決平成二二年四月二八日判時一七三八号一六一頁(以下「平成二二年決定」という)、東京地決平成一八年二月一〇日判時一九二三号一三〇頁(以下「平成一八年決定」という)、佐賀地決平成二〇年一月二六日金判一三二二号六一頁(以下「平成二〇年決定」という)とその抗告審である福岡高決平成二二年六月一日金判一三三二号五四頁(以下「平成二二年決定」という)、また、これらはおつばら代表訴訟提起権を対象とするものであった。本件は、株主が原子力発電事業に関する基本的認識及び姿勢を是正する目的で、定款変更や取締役選任に関する株主提案をするためにした取締役会議事録の閲覧請求について、権利行使の必要性が認められたケースとして、事例的価値を有する。(他の争点として、申立て趣旨の変更の当否——本件は、Xによる申立て趣旨の追加的変更を認め、第八五期事業年度から第八九期事業年度の本件議事録各部分の閲覧を認めた原決定に対する抗告を棄却し、第九〇期事業年度の本件議事録各部分の閲覧の許可申立てを認めている——があるが、紙幅の都合上、取り上げない。)

二 取締役会議事録の閲覧請求権は、昭和二五年改正商法が取締役会制度を新設した結果、株主の定款・株主名簿等

の閲覧請求権(昭和二五年改正前商法二六三条二項)に追加して認められたものであり、株主が取締役の行為の差止めを請求し、また取締役の責任を追及するにつき重要な手がかりを与える(大隅健一郎『大森忠夫』逐条改正会社法解説)(有斐閣、昭和二六年)一七五頁)。もともと、取締役会議事録には、取締役会で討議された企業秘密にわたる事項が記載されるため、会社が閲覧等を拒んだり、逆に、これを避けるために取締役会議事録には重要な事項を記載しないという弊害が生じ、また、特に、いわゆる総会屋が議事録の閲覧に藉口して会社から金品を收受することがしばしば行われていたとされる(元木伸『改正商法逐条解説』〈改定増補版〉)(商事法務研究会、昭和五八年)一三二頁)。規定のうえでは、株主又は債権者は、営業時間内いつでも取締役会議事録を閲覧することができるものとされていたため、判例・通説は、議事録の閲覧請求権の行使にあたっては正当目的が必要であり、右目的を欠く閲覧請求は権利の濫用にあたりと解し、これによって濫用的な閲覧請求に対処していた(東京地判昭和四九年一〇月一日判時七七二号九一頁、福岡地決昭和五二年二月四日判時八一八号九一頁)。しかし、正当目的の不存在の立証責任は会社にあるとされ(大判昭和一〇年五月三一日法学五卷一号一一一

頁)、しかも目的の不当性は主観的立証の問題で立証困難であるため、会社がこれを容易に立証できる証拠を持たずに拒否すると、会社は相当の危険を冒すことになることが指摘されていた(河本一郎「株主の権利、特に議事録閲覧請求権をめぐる問題」代りリポート四七号五頁(昭和五四年))。

昭和五六年改正商法は、このような事情に鑑み、企業秘密の漏洩を防止し、総会屋等による権利濫用的な閲覧請求を排除することにより、取締役会審議の実質化と議事録の記載の充実及び真に必要な場合には実質的意味のある情報が開示されることを期待して(稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、昭和五七年)一四三頁)、株主又は債権者がその権利を行使するために必要がある場合に限って(以下「必要性の要件」という)、裁判所の許可を得て閲覧を認める旨(昭和五六年改正商法二六〇条ノ四第(四項)、その閲覧により会社に著しい損害を生ずるおそれがあるとき(以下「著しい損害の要件」という)、裁判所は閲覧を許可することができない旨(同第五項)が定められた。この規定は基本的にそのまま会社法三七一条二項、六項にそれぞれ引き継がれている(なお、会社法三七一条三項・五項参照)。

必要性の要件については、前述の改正の趣旨を踏まえて、これを厳格に解すべきとする見解もある(小橋一郎「取締役会の議事録」民商八六卷一号四五頁以下(昭和五七年))。しかし、立案担当者は、この要件は株主の帳簿閲覧請求拒否事由として商法二九三条ノ七第一号(筆者注・会社法四三三条二項一号に相当)において定められている「株主が権利ノ確保若ハ行使ニ関シ調査ヲナス為ニ非ズシテ請求ヲ為シタルトキ」を積極要件として裏返して規定したものに過ぎないとし(稲葉二四三頁)、多数説も、必要性の要件は、請求者側に請求の目的・理由を示さしめるところに重点があり、実際上は、権利濫用的な閲覧請求を除去するという程度の消極的な意味に過ぎず(蓮井良憲「取締役会議事録の閲覧制限」商事九一九号三九頁(昭和五六年))、権利行使をするか否かの判断をする場合も含み、制限としては、緩い制限であるとする(竹内昭夫『改正会社法解説』(新版)〔有斐閣、昭和五八年〕一六二頁、大隅健一郎『今井宏「会社法論中巻(第三版)」(有斐閣、平成四年)一九九頁注(3)〕。その理由としては、裁判所の許可制度によって権利濫用的な請求は相当程度抑制されるから、できるだけ広く認めておくべきと説かれており(竹内一六二頁、鴻常夫他「取締役及び取締役会 監査役及び会計監査人

〔改正会社法セミナー(3)〕(有斐閣、昭和五九年)一五〇頁)、かかる解釈は現在も維持されている(酒巻俊雄他編代『逐条解説会社法第4巻機関1』(中央経済社、平成二〇年)五九二頁(早川勝)、矢崎淳司『平成二〇年決定判批』ビジ法二〇一〇年二月号一八頁(平成二二年))。株主の権利行使の意義についても、およそ株主たる資格において会社に対して有する権利の行使をいい、共益権のみならず自益権も含み(大隅Ⅱ今井一九七頁、上柳克郎他編代『新版注釈会社法(6)』(有斐閣、昭和六二年)一二六頁(堀口亘)、前田庸『会社法入門(第二版)』(有斐閣、平成二二年)四七三頁)、株主提案権を行使するためや、株式買取請求権を行使するための場合も含まれる(落合誠一編『会社法コンメンタール8』(商事法務、平成二二年)三二四頁(森本滋))。

もつとも、多数説の立場でも、株主の資格において権利行使すれば常に閲覧が認められるものとは解されていない。例えば、「株主総会において議決権を行使するため」「利益配当請求権を行使するため」というだけでは、これらの権利の行使に必要な資料は他の方法により十分入手することができ、特に議事録の閲覧を求めるまでもないから、閲覧の目的としては不十分であるとする(大隅Ⅱ今井一九七

頁)。実務上も、申請事由(目的)の記載について、単に「株主権(例えば議決権)を行使するため」という漠然とした内容の事由では不十分であり、行使しようとする権利の種類及び知ろうとする事実等についてある程度具体的な記載をすべきであるとされる(中山三二九頁、東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン』(商事法務、平成二三年)三四五頁)。ただし、株主は、必ずしも取締役会の議事内容を知り得ず、いかなる議事録のどの部分が株主の権利と関係するのかを必ずしも知り得ないことからすれば、常に厳格な意味での個別具体的な主張・立証を要すると解するのは相当でなく、ある程度包括的・概括的なものにとどまらざるを得ないとする(中山三二九頁、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社非訟』(判例タイムズ社、平成二二年)六頁(飯畑勝之))。

また、株主としての地位・資格を離れて純個人的利益追求のみの手段としてなされる場合、会社の業務担当者を困惑させることのみを目的とする場合は、権利濫用にほかならず、株主の権利を行使するためとはいえない(中山三二六頁)。株式売却に係る投資判断のために議事録を閲覧することは、これを肯定する見解もあるが(蓮井三九頁、北沢正啓『会社法(第六版)』(青林書院、平成一三年)三九

二頁、関俊彦『会社法概論(全訂第二版)』(商事法務、平成二二年)二七〇頁)、「株主権の行使」とは直接関係がないとして否定的に解する見解が多い(大隅¹¹今井一九七頁、元木一三三頁)。もともと、このような問題設定は実務的には意味はないとされる。真意は株式売却の閲覧であつても他の適当な理由を付けることができるからである(森本三二四頁)。裁判実務では、投機的機會を窺うことを理由として請求してきたときは、株主の資格に基づくものというより、株主の個人的利益を企図するものであつて、必要性はなしとして閲覧は却下されることが多いと思われるが、長期間株式を保有していた関連会社の経営方針に重要な変更があつたとして提携関係の見直し・株式保有の是非を検討するために請求してきたようなケースでは、閲覧を許可すべき場合もあるとされている(中山三二七頁)。結局、閲覧目的の当否は、申請人の主観的意図についての総合的判断の問題になるものといえる(その立証は、細かな間接事実の積重ねによる推認によることになる(松島隆弘「株主名簿の閲覧」判タ一〇一二号二〇頁(平成一一年))。三 それでは、裁判所は、必要性の要件について申請人がなすべき疎明の程度、閲覧権行使に係る正当目的の有無に関してどのように判示してきているか。

まず前者について、平成一二年決定は、株主の権利行使には合理的な必要性がなければならぬと判示する。同決定は、株主が取締役に対する株主代表訴訟の請求額を決めるために、取締役の退職慰労金等の減額について討議した部分について取締役会議事録の閲覧を求めた事例であるが、裁判所は、損害賠償額を退職慰労金相当額又は三〇〇万円とする法的根拠はない等の理由で、権利行使の合理的必要性がないとして閲覧を認めなかった。「責任を追及する」ということと「退職金や報酬の減額」を知ることの法的な関係が全くない事案であり、このように明らかに必要性のない事案については権利行使の必要性は否定されることにほとんど異論はないと思われる(千手崇史「株主による会社に対する取締役会議事録の閲覧・謄写請求について」昭和56年改正以後の議論を中心に」九大法学一〇二号一二六頁(平成二三年))。なお、同決定については、株主の真の目的は労働組合運動の一環として労使交渉の資料とすることにあり、立証次第では裁判所による不当目的の推認が可能であつたとも指摘されている(小出篤「平成一二年決定判批」ジュリ一二三六号一二二七頁(平成一四年))。続く平成一八年決定は、会社がその発行済株式の四一パーセントを保有する関連会社に対して債務保証・融資

を行っていたが、当該関連会社が再生手続の申立てを行って取立不能のおそれが生じ、会社がほぼ全額を債権放棄したという状況において、株主が株主総会において質問をし、また、取締役に対する株主代表訴訟の要否を検討するため、取締役会議事録の閲覧を求めた事例である。裁判所は、必要性の要件について、抽象的に質問権の行使や株主代表訴訟の提起をするためというを理由とするだけでは足りず、「権利行使の対象とたり得、または権利行使の要否を検討するに値する特定の事実関係が存在し、閲覧・謄写の結果によっては、権利行使をすると想定することができるところであつて、かつ、当該権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧謄写を求めているということができない」というときであれば、必要性が認められる」との一般論を述べて（以下「前記一般論」という）、権利行使の必要性があることを認めた。株主が経営の監督是正のために閲覧請求するような場合、問題になりやすいのは、特定の行為・取引の有無や是非である。議事録を閲覧して初めて代表訴訟を提起する必要があることが判明する場合もあることからすれば、株主に厳格な疎明を要求すると、閲覧請求権の機能は大幅に低下することを踏まえれば、かかる判断枠組みは妥当である（森本三二七頁参照）。前記一般論は平成

二〇年決定でも踏襲されており、「必要であるとき」の解釈はほぼ確立されたとの指摘もある（島田邦雄他「平成二〇年判批」商事一八六四号六九頁（平成二一年））。

正当目的の有無に関しては、申請人に株主としての権利行使の目的が認められれば権利行使の必要性があるといえるが、個人的利益を追求する目的であれば権利行使の必要性はない、あるいは権利濫用にあたるものとして、閲覧請求は認められないものと判断されてきている。平成二〇年決定とその抗告審である平成二一年決定は、平成一八年決定と同じく、経営に問題を抱えた関連会社の処理（M&A）に関し、取締役の経営判断の是非を問う株主が取締役会議事録の閲覧請求を求めたという事例である。ただし、当該株主が経営コンサルタントであり、当該M&Aに関与していたのに自分を排除してこれを成立させたと主張し、その関与の経緯に関する回答を会社（銀行）に求めたが、回答できない旨が会社から回答され、その後、当該会社の株式を取得し、不正競争防止法等に基づく損害賠償を提訴する準備中である旨を記載した書面をもって、取締役会の議事録の閲覧を求めたという経緯があった。平成二〇年決定は、情報収集目的という個人的利益を図る目的が併存しているも株主としての権利行使の目的（取締役の責任追及

等)は排斥されないとして、権利行使の必要性を認めたと、平成二一年決定は、株主が会社から回答を拒否された後に株式を取得して閲覧申請し、当該M&Aの関係者を相手に訴訟を進行し、さらには、会社に訴訟告知を行っていたという事実を前提にして、個人的利益を図るため訴訟の証拠収集目的があり、必要性の要件を欠くか権利の濫用にあたるとした。

問題とされているのは、正当目的の認定方法である。平成二〇年決定は、「株主の権利行使としての目的」と「個人的利益を図る目的」が併存するものとし、あたかもその主従・軽重によって閲覧の可否が決められるとの考え方を示すが、これに対しては批判が多い(福島洋尚「平成二〇年決定判批」金判一三三九号二三頁(平成二二年)、弥永真生「平成二〇年決定判批」ジュリ一三八三号一二三頁(平成二二年)、木俣由美「平成二一年決定判批」商事二〇一一号一一三頁(平成二五年))。かかる比較衡量的判断を肯定する見解もあるが(千手一二三頁以下)、そもそも目的の主従の判別は困難であるし、その請求が株主権の行使に藉口したものであるなら、それは権利濫用として否定されるべきであって、株主権行使目的が量的に下回るから必要性の要件が否定されるというのは理論的ではない(木俣

一一三頁)。目的の主従、軽重という形で裁判所が申請人の真の目的を探求することはあるかもしれないが、その判断にあたっては申請人の株式取得の経緯や時期も判断材料とされるべきであって、平成二〇年決定については、責任追及の訴えは、申請人にとって主要な目的とも重要な目的ともいえないというべきであろう(福島二三頁以下参照)。この点、平成二一年決定は、個人的利益を追及する目的があることを認定するが、申請人の主観的意図についての総合的判断として閲覧目的の不当性を認定したものととして、妥当と思われる。

四 本件では、必要性の要件を判断するに際し、Xが本件株主提案を行う意図・目的が、Yの原子力発電事業に関する基本的認識及び姿勢を是正することにあることを前提として、本件株主提案に係る権利行使の必要性、議事録各部分の閲覧の必要性、権利行使の必要性の具体性について判断している(判旨一)。このような判断順序は当事者の主張に沿うものであるが、そこで判断されている内容は、必要性の要件についての疎明の程度に関する前記一般論に従うものである。すなわち、本件においては、株主提案権と関連する特定の事実関係が認められ——Yは原子力発電事業を営んでおり、定款変更議案も取締役選任議案も、その

原子力発電事業の営業方針という事実関係に関連する——、
 閲覧の結果によつては申請人が株主提案権を行使すると想
 定できるうえ——Yの原子力発電事業に関する基本的認識
 及び姿勢が形成されてきた経緯を把握し、その当否につい
 て分析するためには、取締役会における集約意見を検討す
 るだけでは不十分であり、取締役会における議論経過及び
 内容が明らかにされれば、株主提案権を行使すると想定で
 きる——、権利行使に関係のない部分の閲覧を求めていな
 い——閲覧対象となる本件議事録各部分は本件原発関連事
 項に関する部分に限定されている——ということができ

もつとも、本件では、積極的に本件株主提案についての
 Xの主観的意図が認定され、それを理由としたうえで、必
 要性の要件についての疎明の有無が判断されている点に特
 徴がある。本件と同様に閲覧を許可していた原決定におい
 ては、Xの主観的意図についての言及はなく、権利行使の
 必要性を客観的に認めていたに過ぎなかつた。本件におい
 てXの主観的意図が積極的に認定されたのは、Yから、X
 の申立ては政策目的及び行政目的に基づくものであるとの
 主張が加えられたことによるものと思われる。

Yの右主張に対して、本決定は、「Xが株主としての権
 利行使をするに際し、地方公共団体としての立場からの政

策的又は行政的配慮をすることは当然であり、このような
 配慮をしているからといって、株主としての権利行使が否
 定されるものではない」としている。他方で、本決定は、
 Xによる株主提案権行使が「Yの原子力発電事業に関する
 基本的認識及び姿勢には重大な問題があると考え、これら
 を是正させることを目的として」いることを認定しており、
 これを踏まえると、本判決の考え方は、監督是正目的と政
 策・行政目的とについて、前者が主たる閲覧目的であると
 判断する考え方のように思われ、その判断枠組みは平成二
 〇年決定と類似しているといえる。

ただ、平成二〇年決定とは異なるのは、政策・行政目的
 ということが、株主としての権利行使と全く関係がないと
 は言い切れないという点であろう。確かに政策・行政目的
 とは何を意味するのかは明白ではないうえ、それが個人的
 な利益のみを追求するものといえるのか、その外延は判然
 としない。しかし、例えば議事録の閲覧により入手した情
 報を、株主提案ではなく、ただ地方自治における広報に関係
 用するようなことは、株主としての権利行使とは直接関係
 はなく、個人的な利益のみを追求するものといえそうであ
 るが、他方、会社の営む原子力発電事業に不安が生じてい
 る中で取締役選任等のために株主提案権を行使することは、

株主としての当然の権利行使であつて、その結果、政策・行政といういわば公共の利益が実現されることも否定できないように思われる。本決定は、判旨一において、Yの公共的性格の強さ、Xが公金を支出してYの大株主となつたこと、Xが地方公共団体として市民の生活・安全を確保する責務を有すること、原子力事業の特性等を挙げ、権利行使の必要性の根拠としている。そうすると、本決定は、かかる立場にある株主による閲覧請求には、政策・行政目的が含まれるとしても、株主提案権行使が会社の原子力発電事業の監督・是正を主たる目的とするものである限りで、株主権の行使とは全く関係のない目的とはいえず、閲覧請求は認められるべきと判断したものといえそうである。

取締役会議事録の閲覧請求権は、裁判所の許可制度になつており、裁判所は種々の事実から申請人の真の意図がどこにあるのかを総合判断し、その閲覧目的の当否を判断するうえで広い裁量が認められている。そうすると、保有株式数や株主の地位、事業の特性などを判断材料に、Xの主たる閲覧目的は監督・是正にあると認定し、その閲覧を許可した本決定は是認できる。本決定が「Xが株主としての権利行使をするに際し、地方公共団体としての立場からの政策的又は行政的配慮をすることは当然であ」とす

るのも、原子力発電事業の監督・是正と全く関係しない政策・行政目的の閲覧請求まで認められるものではなく、本件はそのような場合にはあたらなとの趣旨を含むものとして理解できよう。

五 著しい損害の要件について本件は、閲覧部分が限定されていること、権利行使の必要性が認められること、議事録を正当な理由なく外部に公表しない旨の書面（以下、「本件誓約書」という）が提出されていることを考慮すれば、Xが本件議事録各部分を目的外使用するものとは認められないし、Xが本件議事録各部分を公表することによりYに著しい損害を及ぼすおそれは認められないとする。著しい損害の要件について、立案担当者は、その主張・疎明責任は会社にあるが（元木一三三頁）、それは相対的な概念であつて、企業秘密の漏洩の場合に限られず、閲覧によつて株主・債権者が得られる利益に比して、実質的に全株主の共有に属する会社について、より多大の損害が生ずるという意味に解すべきであつて（稲葉二四四頁、元木一三三頁、中山三二七頁）、裁判所には相当の裁量が認められるとする（稲葉二四四頁）。かかる見解については、文言上、比較衡量が求められていないことから疑問も呈されているが（弥永二二二頁）、拒絶事由が法定されている会

計帳簿や株主名簿の閲覧請求権について、拒絶事由の解釈を通じて会社の不利益と株主利益の衡量が求められていることからすれば、比較衡量を用いることは制度趣旨に沿った運用を実現するために欠かせない手法というべきであろう（福島二四頁）。もともと本決定は、本件誓約書の提出によりおおよそ目的外使用はなされないで、会社に著しい損害が生ずるおそれはないという考え方に立つようである。

株主名簿の閲覧請求に関する仮処分事件ではあるが、近時の判例においては、閲覧目的が複数存在し、その一つが謄写を拒否できる場合に於ける場合には、併存する正当な目的とそうでない目的のいずれが主たる目的であるかにより決するのが相当であると、また、正当な目的以外の目的で株主名簿の情報を使用しない旨の誓約書の提出がある場合には保全の必要性を欠くとの判断が示されており（名古屋高決平成二二年六月一七日資料版商事三一六号一九八頁、最決平成二二年九月一四日資料版商事三二二号五八頁）、株主がかかる趣旨の誓約書を提出する実務も定着しつつある（東京地決平成二四年一月二二日金判一四〇八号五二頁）。本件において誓約書が提出されたのは、基本的にはこれらの判例と同様の方法が採られたものといえるが、申請人から誓約書の提出があれば、企業情報が漏洩す

るおそれはないものとして、会社に著しい損害を及ぼすおそれはないと判断される可能性が高くなると考えられる。

しかし、株主名簿に関する右のような運用が、取締役会議事録の閲覧請求においても同様に図られるべきかについては、いま一度、検討してみる必要がある。株主名簿の閲覧請求においては、請求者に理由の提出が義務づけられるが、具体的事実が存在することまで立証する必要はなく（会計帳簿の閲覧請求権に関し、最決平成一六年七月一日民集五八巻五号一二四頁）、請求書に記載された理由ごとに会社が「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」（会社法一二五条三項一号）で請求されているか否かを判断する構造になっており、裁判外でも行使できる権利である以上、仮処分手続における運用としては、閲覧目的の判断方法と誓約書に関する右の取扱いは是認できる。これに対し、取締役会議事録の閲覧請求は、裁判所の許可制度とされており、株主の正当目的の有無は、裁判所が各種の事実を総合的に判断して決定する。また、企業秘密が流出して会社が損害を被る可能性は株主名簿に比して高い。そうすると、取締役会議事録の閲覧請求の場合には、誓約書の運用は、裁判所による正当目的の認定を通じて、より厳格になされるべきであろう。

この点について本件は、本件誓約書にいう「正当の理由」について、「株主としての権利行使という本来の目的に従い使用する過程において、必要な範囲で公表する場合のことを想定したものであると認めることができる」と判示する。本決定は、「本来の目的」が何かを明示してはいないが、前述したように、政策・行政目的も、株主提案権の行使が会社の原子力発電事業の監督・是正を主たる目的とするものである限りで、株主の権利行使とは全く関係のない目的とはいえないとの理解を前提とすれば、「本来の目的」には、株主提案権の行使の過程で実現される政策・行政目的も含むものと理解でき、他方、株主の権利行使とは全く関連しないような政策・行政目的は「本来の目的」に含まれず、かかる目的で議事録の情報を使用しない旨は明らかにされているといえる。そうすると、本件誓約書には正当目的の範囲が明示されているといえるから、本件誓約書の提出を踏まえて著しい損害のおそれはないと判断した本決定には賛成できる。

以上

島田 志帆